

令和4年

第1回 会津美里町教育委員会議事録

1月定例会

令和4年1月定例会

- I. 日 時 令和4年1月21日(金) 午後1時30分
- I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 206会議室
- I. 出席委員 教 育 長 歌 川 哲 由
委 員 小 関 れい子
委 員 須 田 健 志
委 員 武 藤 周 一
委 員 山 内 一 枝
- I. 出席説明者 教 育 文 化 課 長 松 本 由 佳 里
教 育 文 化 課 主 幹 兼 指 導 主 事 金 川 純
教 育 文 化 課 主 幹 兼 会 津 美 里 町 公 民 館 長 兼 図 書 館 長 福 田 富 美 代
教 育 文 化 課 長 補 佐 渡 部 雄 二
教 育 文 化 課 長 補 佐 鷺 川 晃
- I. 傍 聴 人 な し

令和4年1月定例会次第

1. 開会

2. 議事録の承認

令和3年第17回会津美里町教育委員会12月定例会議事録の承認について

3. 教育長報告

4. 審議事項

議案第 1号 会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 3号 会津美里町民俗資料館条例を廃止する条例

議案第 4号 会津美里町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

議案第 5号 会津美里町民俗資料館専門委員に関する規則を廃止する規則

議案第 6号 会津美里町スポーツ団体事業補助金交付要綱

議案第 7号 会津美里町地域学校協働本部設置要綱の全部を改正する要綱

議案第 8号 会津美里町郷土資料館（仮称）整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

議案第 9号 会津美里町地域学校協働活動推進事業実施要領の一部を改正する要領

議案第10号 会津美里町地域学校協働活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱

議案第11号 令和4年度会津美里町学校・こども園重点事項について

議案第12号 会津美里町社会体育関係団体の認定について

5. 協議事項

(1) 令和4年度会津美里町生涯学習重点事項について

(2) その他

6. 報告事項

(1) 議会定例会1月会議について

(2) 児童・生徒に関すること

(3) 教職員に関すること

(4) 生涯学習に関すること

(5) 教育関係施設に関すること

(6) 事務局報告事項

①教育文化課

②認定こども園

(7) その他

7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について

8. 閉会

○開会時刻 午後1時37分

1. 開会

教育文化課長 令和4年第1回会津美里町教育委員会1月定例会を始めたいと思います。

教育長 開会宣言がありました。
会期は1日といたします。
出席は委員全員であります。
出席説明者は、松本教育文化課長、金川主幹兼指導主事、渡部教育文化課長補佐、
鶴川教育文化課長補佐、福田主幹兼公民館長兼図書館長です。
議事録署名人は、出席委員全員でお願いします。

2. 議事録の承認

教育長 令和3年第17回会津美里町教育委員会12月定例会議事録の承認についてを議題と
します。
修正等ありましたらお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、令和3年第17回会津美里町教育委員会12月定例会議事
録は承認といたします。

3. 教育長報告

教育長 3点ですが、1点は12月20日のジュニア文芸意見交換会で、歴史あるジュニア文
芸の表彰に関し、ペンクラブからの持ちかけに応じ意見交換会を実施しました。近年
出品の中に盗作等が非常に多く、著明な俳人が書かれた俳句をそのまま出してきた
り、全国的な文芸の表彰、コンクール等に出品した作品、例えば「おーいお茶」
のラベルに出ているような俳句などを少しだけ変えて出品したり、非常に多く困っ
ているので、どうしたらいいかと意見交換会がありました。学校に出品に当たって、
担任等大変なのですが、担当、担任等で一目見ていただくとか、あるいは無理な出
品の強要を避けながら子供たちが創意工夫を持って創造した出品になるようにして
ほしいということなので、過日の園長、小中学校長会議でお願いしたところでした。
事例としては、小学1年生なのに大人の達筆な字で難しい漢字を使って出品してき
たりなどが非常に多いということです。改善されればと思います。

12月22日の夕方、町内の職員団体、県教組、教職員組合の代表の方々と懇談しま
した。主な内容は、ICT環境の整備に伴い、研修の充実と支援をもっとしていた

だきたい旨があり、町内の陸上競技大会や小学校の記録会みたいなのをやっています。あとは水泳。それらに対する職員の負担も多いので、町からの支援も含めご検討いただきたいとか、そういう要望等を幾つかお聞きしました。加えて、じげんホールで行いましたピアノに関する「おんかつ」ですね、非常に文化的な行事でとてもよかったと好評なので、次年度も続けてほしいとか、いろんな話があって、幾つか要望がありましたので、改善に向けていきたいなと思いました。あと、校務支援システムを入れたのですが、職員の勤務時間が短くなっているかというところとそうでなくて、パソコン上だけ帰ったようにして、仕事をやったという実態もあり、その実態改善に向けてみんなで知恵を出していきましょうというような話もありました。

12月27日、町の連合PTA会長等が訪問され、町長と一緒に要望事項を受け取りました。内容については、各関連課等に回しながら、できるものは要望に従って改善していくようお願いしているところです。以前は集まって要望事項を直接お聞きする機会もあったのですが、ただ単に要望書だけではなく、来年度は実際に私も教育委員とか事務局と一緒に話を聞くような会合があってもいいのかなと考えているので、ご意見をいただければと思います。

ご質問があればお願いしたいと思います。

委員 ウェブQ-Uの結果ですが、レクチャーというか、説明があったと思うのですが、どんな感じだったのかなど。

教育長 全町的には非常に改善傾向にもあるということで、小中学校それぞれにまとまったものでの説明を受けたわけですが、学校ごとに見ると不満足といえますか、学級生活の中で人間関係等に十分に満足していないような子供も結構いると、それは学級によってというのはあります。個別の問題については、各学校で対応をお願いしているところです。あまり全町の小学校、中学校という形で丸めてしまうと問題が見えにくくなってしまふところがありますので、見落とさないような対応が必要かと思えます。担当に資料がありますので、御覧いただければと思います。
そのほかございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ教育長報告を終了いたします。

4. 審議事項

教育長 審議事項に進んでまいります。

◎議案第1号

教育長 議案第1号「会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第1号「会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」説明)

教育長 ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

委員 妥当だと。

教育長 妥当だと思いますか。

教育文化課長 1万9,000円では申し訳なく、お願いできないところで。

教育長 妥当と話もございましたので、議案第1号についてはご了解いただいたということでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

教育長 議案第1号については原案のとおり決することとし終了いたします。ありがとうございました。

◎議案第2号

教育長 議案第2号「組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたしますが、改正に至った経緯なども含めて、説明をお願いします。

教育文化課長 (議案第2号「組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例」説明)

教育長 議案第2号に入る前に組織再編に至った経緯や、必要性などについてご質問等あればまず解決していただき、その後課名に関するご意見をいただき、ご了承いただければ議案審議に移るということでしょうか。

教育文化課長 はい、お願いいたします。

教育長 ご質問、ご意見等ありましたらお願いしたいと思います。

委員 何年間か教育委員をやらせていただいても、令和元年からの3年間でも、やはりきつきつだなど、きつきつというのは担当職員の仕事内容がかぶっているというか、ゆとりがなく、話し合いがなかなかできないような感じを受けており、その

まま議案に出されるというような状況もすごくあって、会議の場で初歩的などころから話し合うこともあったかなと思います。また、文化系のほうも例えば「向羽黒」についても本当は国のほうから20年ぐらいで何かするというような形にもなっていると思うのですが、それもやっぱり遅々として進まない部分も何かあるやに聞いているので、生涯学習課についてもそういう迫られている部分もあります。教育についても単独で深めていくというのは今のような課題が出ているところでは、子供の将来を考えたときにも2課に分けて、以前のようにやっていったほうがいいなとずっと思ってきたところなので、妥当かなと思います。

委員 同い意見なのですが、2つが1つになるといったときに大丈夫なのかなという意見はいろんなところから聞こえていたところであったので、3年ですが、ここで2つに分かれるというのは非常にいいことなのかなと、また生涯学習課ができるのだとは思っていました。名称は非常にいいのかなと思うのですが、私的には「こども」と特に入れなくてもいいのかなというところがあって、普通に未来という言葉は、「未来教育課」でもいいのかなと、勝手に思った部分もありました。以上です。

教育長 ありがとうございます。他にございますか。

委員 1つにしたのはなぜかという疑問がずっと残っていました。分かれること自体は全然違和感ないのですが、ただ何で3年なのかなという、あのときにもうちょっと我々も立ち止まらなければいけなかった。組織に関して我々は口出せないのも、そうになってしまいましたが、なぜ一緒なのかなとすごく疑問でした。教育文化課って1つにくること自体が役場の流れだったかもしれませんが、乱暴過ぎたのかなと思っていました、それが第1です。名称はこの後議論されるのでしょうか「こども」ってどの範囲までですか。あくまで6か月以降の幼児だとしても、6か月前は「こども」は扱わないのでしょうか。保育に行くのは6か月からではないですか。その前「こども」は、こどもであっても教育委員会の所管ではないでしょう。「こども未来」といったら、それを全て教育委員会がやるのかなというイメージがあったのです。そうではないですね。そこだけ確認させてもらって。

教育文化課長 今まで教育文化課で担当していたのは確かに委員おっしゃられるとおり、保育として預かるのが6か月からですので、そこからというところにはなりますが、子育て支援センターではいろんな事業をやっている中で、これから6か月なのか、もしかすると3か月ぐらいから預かれるのかとか、そういう議論も必要なかなと思っております。子ども・子育て支援事業計画とか、子育てに関する計画なども担当しておりますので、6か月からと区切っていいのかどうか、分からないところですが、健康ふくし課でも子育て支援ということでやっております。それは母子保健の観点から。あとは、児童手当等、子供に関する給付については健康ふくし課でやっておりますが、それ以外については全面的に教育文化課で子育て支援担当ということでやっております。子供って児童福祉法だと18歳までとかあるかもしれませんが、やはり6か月からと切っていいのかは分からないところではありますが、基本的には施

設の利用、保育に関わるところということにはなるかと思えます。

委員 そこをなぜ注意しなければいけないかというと、「こども未来」というのは、住民の方が「こども未来」って全てやっているのだという発想で受け止めかねないわけです。「こども未来」だったら100%「こども未来」で受けるのか。教育が入ることによって、あくまで6か月であろうが、何であろうが、そういうのが柱になるのですけれども、「こども未来」ということは全てを包含してしまうおそれがあるので、単純に「こども未来」がいいのかということにならないのかなと心配があるのです、組織上の名称としては。内部ではなくて外部に対する。

委員 名称は後からでよろしいのですよね。私も意見はそれなのですが。

教育長 背景とか改善の必要性については特にございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 では、方向性としてはよろしいという上で課名についての議論があり、「こども未来」という言葉に要らぬ誤解と期待を招いてしまわないかというご意見がありましたが、ほかにご意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員 「未来」というのははっきり言うと現在、過去、未来という時制についての現在、過去、未来ですよね。ですから、あくまでも現在、過去、未来という時制についての名称なので、「未来」がつくのはあまりにも漠然とし過ぎて、今の子供たちのきらきらネーム、みんな勘違いして、私としてはやっぱり同じ感覚を持つので、古めかしいわけではないですが、ここで何をするのかというのがはっきり分からないような名称が多いと思うのです。建物の名前についても、昔は何とかセンター、何とか公民館と言っていたのに、分からなくなってきたのですが、はっきりそういうのをきちんと示すというのが大事であって、その中身についてもっと未来に関わるようなものをきちんと考えていくということなので、未来についてはただ時制についての名称であるので、「こども未来」というのは賛成しないです。

そして、総務係とこども教育係になるのですよね。こども教育課でもいいのかなと思ったら、ここに総務係とこども教育係と分かれているので、そうするとその「生涯学習課」、「学校教育課」という形で以前は分かりやすかったのです。そんな形にして、中身についてはこども教育係というので分かりやすいと思うので、その中身についてもっと考えていくということと、それから今福祉の関係から「子供家庭課」というのが多くなりましたよね。福祉の関係から「子供家庭課」が入ってきているので、その辺の関わり、結局会津美里町として福祉のほうではそこら辺を教育のこっち側とよく分からない部分があるのですけれども、勉強不足なのですが、そこら辺子供についての支援というか、これはやはり教育委員会でするというようなことで、どこからどこまでなのか、やっぱり福祉関係の子供と例えば家庭という、今の何となくそういう流れの中ではどこまでやるのか、そこら辺は全然考えられて

いないのか、その辺疑問なところがあるのですが、最終的には「学校教育課」みたいな名称のほうが「生涯学習課」に対する形でいいと思うし、それからこども教育係という中で今までのような形で取っていく。中身については、さらにどういう形がよいかもっと考えてくることもあるのかなと思います。

教育長 これまでの意見をお聞きして、委員いかがですか。

委員 今のお話も含め、明確に分かるという形というのも一つあれなのかなと。やはり今回また、もともと2つに分かれたやつを1つにして、今回分離するという中で明確な形は出すべきなのかなという感じがしています。今回特に大きな目標値が多分あったと思うので、その達成に向けてというのも考えるといい名称ないかなと考えていたところですが、ちょっと発案がありません。申し訳ございません。

教育長 名称について、委員いかがですか。

委員 名称は、未来がきらきらネームになってしまうのかもしれないですが、教育というのは入れたほうがいいなという部分はあったので、こども教育だとそれでもいいのですが、未来を残して「未来教育」というのが自分の意見としてありました。

教育長 教育という名称を入れたほうがいいというご意見もあるということですね。委員も同じですか。

委員 教育は所管が対外的に分かりやすいのが、すごく大事ではないかなと思うのです。さきほど、学校教育という話をされました。「学校教育課」と。ただ、保育園、保育所を持っているので、「学校教育課」はその範疇をさらに狭めてしまう言葉かなと思うので、もとの「こども教育課」が一番分かりやすいのかなと思っていました。

委員 こども教育、長いということでできてしまったので、その上にいく「学校教育課」と出したのですが、実を言うともっと一生懸命考えたのですが、やっぱり「こども教育課」がいいのではないかなと。

委員 課名と係名が一緒でもそれは構わないということなのですか。

委員 それは問題ないですよ。

教育長 町長、副町長と懇談した際には、単に前の名前に戻るのはいかがなものかという意見もありましたが、最終的に名称はお任せしますということになったのです。私は、前がそうであればそれでいいなと思っていましたし、一方では子供に関するほうに教育という名前が入っているのですが、片方生涯学習ではないですか。つまり学ぶ人主体の名称になっているわけです。一時流行って、ずっと生涯学習を名のっているところが多いのですけれども。もともとは社会教育法も残っていますし、社

会教育という名称が学校教育とセットの名前だと本当は思うのです。だから、最初は「こども教育課」と「社会教育課」でいいのではないかと言ったのですが、ちょっと古めかしいというのです、社会。決してそんなことはないとは思っています。

委員 　　ただ、そうなのですから、社会教育って私も20年ぐらい忘れてしまいました。法律があるのでいいのですが、組織上でも社会教育本当に使っていないです。

教育長 　　使っていないですね。

委員 　　社会教育、正しい、おっしゃるとおりなのですが、どうしてなのか社会教育という言葉が古いというイメージになってしまっていることだけは確かです。

教育長 　　そうですね。県の教育委員会にもまだ「社会教育課」はありますが、知事部局のほうは文化スポーツ局の中に「生涯学習課」という課になっていますけれども、学びに当たる人の主体を考えるのか、行政をするほうのサイドで考えるのかの違いだと思うのです。

委員 　　もう一ついいですか。この教育支援室の位置づけが非常に分かりにくいのです。どういう位置づけになるのですか。「こども未来課」、要するに課長と補佐の間から出ていますよね。組織上は学校給食センターとかこども未来課長補佐のレベルでいくのではなくて、教育支援室という独立した組織というよりも体制なのかな、ほかの組織とはちょっと違う意味合いというふうに見て理解すべきですか。

教育文化課長 　　教育支援室の室長って課長補佐より上の方という、課長クラスみたいなのところがありまして、ここで言っているのは教育支援室、できれば指導主事は室長になっていただいて、今主幹兼指導主事ということで課長級の指導主事なので、そこに室ということで置いたということですが、ここに事務職ではなくて、本当にプロパーの方々だけまとめて学校や子供や保護者の方の支援ということで、別枠で置いたというか、示したところですよ。

委員 　　総務係とこども教育係の係は事務的な人たちがいるではないですか。この教育支援室は、この中身でいくと事務的なことはない。そうするとコミュニティ・スクールにしても、教育の人事事務にしても直接的に発生する事務ってあるではないですか。事務職員以外にもそれは先生方、指導主事の方がやるという理解でいいのかな。そういうふうには理解するしかないのかなと思ったので、ここの位置づけがほかとは違うし、大丈夫なのかなというのがあるのですが。

教育文化課長 　　学校教育専門指導員2名と書いてあるのですが、学校教育専門指導員1名と、あと学校経営アドバイザーをお願いしようかと思っているところで、その方については教職員の人事事務とか様々な調査物など、そういう学校関係の事務についてはその方にやっていただきながら、学校を指導していただくような形かなと思っています。

ます。あと、実際に会計処理であったり、法的な例規の改正であったりとか、あと幾らか事務的なことが出てくるものにつきましてはこども教育係、それぞれ案件によって事務的には手伝っていくような形かなと思っております。

委員 事業的なレベルでしかないということですね。

教育文化課長 はい。そのように今のところは思っております。

教育長 よろしいでしょうか。

委員 若干分かりにくいところがあるかと思いますが、一応は分かりました。要するに専門的にやっていく所管があったほうが皆さんやりやすいということでしょう。

教育文化課長 はい。

委員 立つ位置をはっきりさせないと、例えば何かあったときに問題の処理がどこで完結するのかというのが分かりにくいのかなと思ったのです。それは大丈夫だということですよ。かなり工夫されて。

教育文化課長 はい。今後もう少し詰めていきたいと思いますが。

委員 別な観点でというか、子育て支援ってありますよね。これは、具体的にどこら辺のどこをいっているのですか。

教育文化課長 教育委員会への事務委任規則の中に、町から教育委員会に子育て支援に関するということというのが事務委任されているのです。ただ、子育て支援(給付を除く)と書いてありますので、児童手当や、今回のコロナの臨時交付金、お金の給付等については健康ふくし課で担当しております。あと、子育て支援ではなく、母子保健という意味では保健師が健康ふくし課でやっておりますが、それ以外、子育て支援全般については教育委員会に事務委任されておりますので、教育文化課で担当することになっています。

委員 家庭ですよ。国でも家庭がつきますよね。子供家庭課みたいな、福祉の中に入ってきたのですけれども、結局子育てするためには家庭教育というか、家庭を大事に健やかな家庭にしていくみたいなのが支援とかというような形で入ってきたと思うのですけれども、それは今の教育委員会で例えばいろんな子供たち出ますね、問題的な。その家庭に入っていくというのはどこら辺でやっているのですか。

教育文化課長 学校と相談し、スクールソーシャルワーカーとかが保護者といろいろ話をしたり、家庭の事情を把握したりとか、関係する部署とつなげたりということをやっています。ただ、健康ふくし課で今年度からこども家庭支援総合拠点事業という国の事業

でやっているような事業が始まり、健康ふくし課にもこども家庭支援員だったと思うのですが、そういった方が1人会計年度で配置されています。こども園で保育教諭をやっていたような人なのですが、健康ふくし課で勤務し、相談に乗ったりしています。子育て支援センターの中でもファミリーサポートとかホームスタートとか、そういった事業で各家庭に入って、例えば育児不安を抱えるお母さんがいるところにはそこに登録されている提供会員の方が行って一緒に御飯作りをしながらお話を聞いたりとか、そういった意味で傾聴するみたいなところは幾つかそういう支援する部署がありますので、給付以外の子育て支援の担当は教育文化課と言われてはいますが、こちらでやっていることと、健康ふくし課でやっていることもあります。

教育長

来年度、健康ふくし課所管になると思うのですが、初めて社会福祉士の資格を持った職員を採用します。そのことも含めて充実させていかなければならない部分だと思うのですが、家庭を軸に子育てを考えていったときに、学校も含めて福祉のほうも様々なアプローチが必要で、どちらかが担当すればいいということではないと思うのです。今町の体制としてはどっちからキャッチした情報であっても、すぐに会議を一緒に開いたりしながら対応できる体制を取っておりますので、ワンストップとまではいきませんが、情報をキャッチしたサイドから持ちかけてケース会議を開いて対応していくというようなやり方を進めていると思います。

委員

雑談ですが、若松市のマーケットなんかに行くと、汚い格好で、冬でもサンダル履きのような子供が、お父さんと思われる人に久しぶりに食べさせられたみたいな感じの子に出会ったり、夏休みも髪の毛べたべたにしたような子供が久しぶりに食べさせられたみたいな感じで食べているのを横でのぞき見していたりしたこともあったので、家庭内の状況はよく分からない部分なので、国でもその辺に力を入れてきている部分であると思うので、本町にもそういう子供もどこかにいるのかもしれないので、そこまでいなくても家庭内でどういうふうになっているのかとのぞけない部分でもあるので、余計にその辺は心配したので、質問をさせていただいて、より充実して学校と、福祉とかの関係の中でそういうような子供たちを助けられていくということが必要なのかなと思いました。以上です。

教育長

そういう意味では、こども教育課の負担は大きいので、こども教育係長が持っていた人事関係の様々な調査の事務も新しい教育支援室で雇う学校教育アドバイザーなどが事務を分担しながら、子供教育も充実させていきたい、そういう意図もあった分割なのですが、イメージとしては管理主事みたいな方を校長経験者なんかで置きたいなど、そして特別支援教育担当の学校専門指導員と、指導主事、SSWと、そういうことで子供への教育、学校の運営を側面から支援していく体制を取りたいという感じです。事務はほとんどこども教育係に担ってもらい、こちらはどちらかという指導や、支援に当たっていくという感じですね。よろしいでしょうか。

では、名称ですが、どうでしょうか。

委員

条文中、2つほど疑問いいますか。

教育長 はい、どうぞ。

委員 改正条文の中で、第3条の「教育文化課」を「こども未来課」に改める、名称はともかくとして、ほかの改正条文を見ると前段に教育委員会がついていますよね。なぜここだけ教育委員会がついていないのか。理由があってつけていないのか、それともこういう作り方をしてしまっただけなのか。今回改正するなら、前例にそろえるのも一つ手かなというのがあったのですが、総務課と相談してもらおうしかないのですが、ここだけ違和感あるのです。あえて入れていない理由があったのかと。

教育長 3条と、5条もですか。教育委員会と入っていない。それは、ちょっと確認していただいて、表記の揺れがないようにチェックしてください。

教育文化課長 はい。

委員 本当は1つの流れのほうがいいと思うのですが、何か理由があれば別ですが、そこまでやる必要がないと言われればそれまでなので、間違っているというよりも丸々違う理由がよく分からないのです。

それから、今回条例改正の、4月1日だから出てきましたが、関係規則の改正も出てくるのでしょうか。

教育文化課長 はい。

委員 これは、一括、例えば2月とかということでは理解していいですね。

教育文化課長 はい。2月、3月で。

教育長 課名を決めていただいてから改正を。

教育文化課長 「こども未来課」というのは、県の知事部局に「こども未来課」がありますので、「こども未来課」が庁内で話題になったときに、町部局のイメージかなと思ったところがあり、「こども未来課」にしたときに皆さんにとってのイメージがもっと大きい、教育部局だけではなくて、昔の児童家庭課みたいな、全体のことがあるのかなというイメージがありました。こども教育課だったときは、こども教育係ではなく、学校教育係、幼児教育係という係名で事務分担も変わっていたのです。学校教育係は学校教育の部分と、教育委員会の部分、幼児教育係が幼児教育と保育の部分と分けていたので、今総務係とこども教育係に分けたというのがどちらかというところではあります。

教育長 その仕切りは、そのままでもいいというわけでしょう。

教育文化課長 係の仕切りはこのままでいいと思いますので、課名はこども教育課であってもこの形がいいのかなと思っているのですが。こちらのほうが元に戻るって何か教育文化課になったことがちょっとと思うというか、元に戻るのはよくないという話があったものですから、別なところで検討したところであります。

教育長 元に戻るのがよくないというよりは、個々にしてしまったのがよくないという意見もあるわけでありますが。

教育文化課長 理由がつけば元の名称、「こども教育課」にしてもいいだろうと、失敗して戻すのではなく、前向きな説明ができればいいのではないかと。

委員 失敗しているとは思っていないのです、誰も。

教育文化課長 というところがございますので、委員の皆様方のご意見が「こども教育課」で多いのであれば、そのような形でもと思います。

教育長 委員から「未来教育課」というご意見もありましたが、従前の「こども教育課」、「生涯学習課」でいいのではないかという意見も幾つか出て、そちらのほうが多い感じがするのですが、いかがですか。従前のほうに前向きな理由をつけて戻すということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 教育委員会として名称は「こども教育課」、「生涯学習課」という2課制でいいのではないのかということですので、変更の準備をお願いしたいと思います。

それでは、議論を踏まえまして、議案第2号に戻りますが、特に議案の説明はよろしいですか。1条から5条まで。

(「はい」の声あり)

教育長 教育委員会何とか課という表記の揺れがないように確認の上、お願いをしたいと思いますので、それについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 そのほかのところでご意見がありましたらお願いしたいと思います。議案第2号についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第2号につきましては「こども未来課」を「こども教育課」に変更し、このとおり条例改正に上げていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 議案第2号については、課名を修正し原案どおり決することといたします。休憩を取ったほうがよろしいでしょうか。40分から再開とさせていただきたいと思えます。

休 憩 午後2時33分

再 開 午後2時40分

教育長 再開させていただきます。

◎議案第3号

教育長 議案第3号「会津美里町民俗資料館条例を廃止する条例」を議題といたします。

教育文化課長 （議案第3号「会津美里町民俗資料館条例を廃止する条例」説明）

教育長 ご質問、ご意見がありましたらお願いをいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長 施設がなくなるのに併せて条例を廃止することですので、議案第3号につきましては提案のとおり決することといたします。ありがとうございました。

◎議案第4号

教育長 議案第4号「会津美里町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育文化課長 （議案第4号「会津美里町立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」説明）

教育長 ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

委員 事前登録の申込みは、今までは利用予定日の14日前までだったと思うのですが、今回からは前月の1日から15日までにやらないと駄目なのですね。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 分かりやすい表現に変えたということですが、第4号の条文、8条の部分が入っておらず、完全な改正になっていませんでした。申し訳ありません。

委員 申込みするときは、1か月前の1日から15日ではないと申込みできない形ではないですか。そうすると、例えば2月の16日に申し込む場合は、前のやつだと2月の2日に申し込めばオーケーだったのですが、それは1月の15日までに申込みをしないと2月の後半、20日とか使えないという話ですよ。結構厳しいですよ。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 厳しいというか、その申請を通じて使えるよという一度学校長の許可を得て、今度こちらのほうに来まして、それから町のほうで決定と、使っていていいよという許可証を交付して利用していただくこととなっております。

委員 間に合わない。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 そうなのです。結構日にちは余裕を持って取らせていただかないと間に合わないというところでした。それで申請が遅れぎみの団体がいくつか出ていることもありました。

委員 もう決まっているのですね、使うところはほとんど。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 ほとんど固定化されているところがあるのですが。

委員 今は印鑑なしで手書き申請できるのですか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 1月から押印なしにはしていますが、複写式の様式になっているので、手書きで申請していただいて、その紙を使って決定としているところなのですが、これからは感染対策も踏まえ、さらにはほかの体育施設とか、まだここの施設、生涯学習センターも含め、複合文化施設もなのですが、システムを入れようかなということで、利用申請ということも。

委員 どの施設が空いているとか、そういうのもですか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 そういったことも分かりやすいような形でシステムを構築しようかと考えているので、その辺は今後また見直しということで改正。

委員 無料ですからね。そこですよ、ポイントね。

委員 それは予算取っているの。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 今感染症対策ということで、国からの臨時交付金を活用してという要望を上げさせていただいております。

委員 それは強力に言って、感染症対策だから。ぜひデジタル化。

教育長 デジタルトランスフォーメーション関係の追加がさらに来ますので、そういうのにぜひ乗っかっていきたいと思いますという話はしているので、近い将来電子予約制になると思います。

委員 でも、もっと料金取ってもいいですよ、今度ね。

教育長 その議論もしなければならぬという話が若干ありました。

委員 ただというのはおかしいと思う。

教育長 私もさんざん言っているのですけれども。

委員 きちんとやるということを前提にすれば料金取れると思う。

教育長 夜間照明料などかかっていますからね。そういうのを含めて。それでは、新旧対照表の中では第8条の変更もあるわけですが、議案のほうに落ちていましたが、これについてはいかが扱いますか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 訂正して再度次回。

教育長 次回で間に合う。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 修正し、正しいものを皆様にお示しさせていただきます。

教育長 他にご質問等なければ議案第4号について、第8条の変更も含めてお認めいただくということで、決することとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

教育長 ありがとうございます。議案第4号については提案どおり決するということにします。ありがとうございました。

◎議案第5号

教育長 議案第5号「会津美里町民俗資料館専門委員に関する規則を廃止する規則」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第5号「会津美里町民俗資料館専門委員に関する規則を廃止する規則」説明)

教育長 何かご質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 議案第3号に付随して廃止するということですので、議案第5号につきましては原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

教育長 それでは、議案第5号につきましては原案のとおり決することといたします。

◎議案第6号

教育長 議案第6号「会津美里町スポーツ団体事業補助金交付要綱」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第6号「会津美里町スポーツ団体事業補助金交付要綱」説明)

教育長 ご質問、ご意見がありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

委員 最初に頂いた第4条では、補助対象となる経費について町長が必要と認める、その辺の例外規定として人件費、交際費、慶弔費、飲食費を除くのですよね。ただ、今回改正したのは別表が明確になっていて、第2項の必要性がないと思うのです。

教育長 これしか出さないということ。

委員 前の要綱では必要と認めるけれども、これは対象外にするよとあえて言っているわけでしょう。今回は、これだけ特定してしまえば要らないのではないですか。2項はこの改正によって、と思いますが、総務課と相談してみてください。

教育文化課長 それにつきましては、相談の上、適切にしようと思います。

教育長 ご指摘のとおり、1項で言い切っていると思いますので。

委員 別表がなければよかったです、別表がつくことによって2項の必要性がなくなったのではないかなど。

教育長 不要ではないかというご指摘ですから、総務課に確認の上、不要であれば削除ということでお願いしたいと思います。
そのほかのところをございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 議案第6号につきましては、第4条第2項の不要と指摘されたのは確認の上、削除することを前提に提案のとおりお認めいただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
議案第6号については確認修正の上、提案のとおり決することといたします。

◎議案第7号

教育長 議案第7号「会津美里町地域学校協働本部設置要綱の全部を改正する要綱」を議題といたします。

教育文化課長 (議案第7号「会津美里町地域学校協働本部設置要綱の全部を改正する要綱」説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと存じます。

委員 1点支払いの期日なのですが、翌月10日というのは事務作業等大丈夫なのかと、特に連休、ゴールデンウィークというのは厳しくはならないのかなど。委員の方への支払いも出てきますので、作業量は増えると思うのですが、大丈夫でしょうか。

教育長 事務手続大丈夫でしょうか。

教育文化課長補佐 費用弁償の支払い時期は活動日の翌月の10日払いですが、会計年度任用職員も同様に月末締め10日払いを行っております。費用弁償の月払いが多い団体につきましては、統括推進員から学習支援員までの方が一般的に多いという想定をしております、事務量が增えると想定されます運営委員会委員につきましては、年3回の会を

その時期に合わせないよう開催することで対応したいと考えています。

委員 確認です。統括推進員と推進員は委嘱するのですが、支援員、サポーター、学習支援員は委嘱しないのは確認しましたが、なぜこれをあえて分けているのか、要するに委嘱とか何かをしないで、この方々の身分というのはどういうふうなのか。

教育文化課長補佐 推進員は協働本部の核となる方々で、法律でも制定をされている方です。あわせて、統括推進員は推進員を統括し、事業団体を運営する役割を担うということから委嘱を考えており、委嘱状と任期を設定し、今回の要綱に盛り込んでいます。それ以外の協働活動支援員、活動サポーター、学習支援員につきましては、要望があった場合にその要望があった学校とかに派遣をする方々であり、いつその方々が行くかということも不特定なところがあります。その方々については、基本的に登録制という考え方をしており、事前に申込みをいただいて、その方々の中から推進員が選定をし、必要な資格を有した支援員や、学習支援員を含め選定し、調整をして、それから学校に派遣するというような中身でしたので、特に登録という文言は表記していませんが、そのような流れで運営をしていきたいということです。

委員 要するに報償費、謝礼を払うので、支出の根拠になるものがないといけないのではないかと、委嘱はしないわけですよね。それをどういう形で担保するのかなというのが疑問でした。

教育文化課長補佐 議案第9号、地域学校協働活動推進事業実施要領ですが、これは昨年度策定した要領で、その中で推進員、支援員、サポーター及び学習支援員の活動記録について、日誌を提出いただいた上でその活動の内容を確認し、月末締めで翌月に支払うものということで、支払う報償費としては活動日誌で確認できると認識しています。

委員 活動日誌だと、その業務は分かりましたが、そうではなくて、身分的にその人たちを委嘱しない形がどういう形で担保するのかなということです。委嘱はしないわけですから、何らかの形でその人たちが支払いの対象者になるという話をしないと身分というか立場がはっきりしないわけですよね。

教育長 登録者に登録していただいて、活動が必要になったときに教育委員会から活動の要請を出しているのです、多分ね。

教育文化課長補佐 はい、そうです。

教育長 どこでいつ幾日何時間勤務してくださいというようなものを根拠に報償費は支払われていると思うのですが、その手続きここでは分からないし、どんなふうに身分を担保されるのかということです。

委員 条文上は構いませんが、実際の事務的にこの人たちは委嘱されない形で登録制だ

といいますが、現実的にはお金を払うので、実際にその時間帯で雇ったような形を取らないとはっきりしないのではないですか。そこはどうするのかなど。

教育文化課長補佐 詳細な事務内容ですが、推進員が調整をした方々につきましては町で起案をし、いつ何どきこの学校に行っていただきたいという通知文書を出します。その通知文書に基づいて、結果として先ほどの日誌が出てくるので、教育委員会として通知を出し、その結果があるという行為によって支払いの根拠にしていくということです。

委員 その都度依頼するという形になるのですね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 依頼して、活動の実績報告が上がるのでしたっけ。

教育文化課長補佐 はい。活動日誌ということで上がってきます。

教育長 それを根拠に支払うということによろしいでしょうか。

委員 はい。

委員 もう一点よろしいでしょうか。別表の3の職名ですが、この協働活動は支援員でいいのかなと思ったのですが、もし協働活動を入れるのであれば統括推進員の前にももとの正式名称を入れるべきなのかなと。

教育長 別表の表記と条文の表記の揺れということですね。

委員 条文のほうで統括推進員は、第3条で、以下統括推進員、以下推進員としているので、あえて統括推進員という言葉であるならば、支援員やサポーターも別表の協働活動のところも削っていいのかなと。

教育長 そうですね。そうなれば、地域学校協働活動推進員と入れなければならない。一部略称だったり、そうではなかったりということがありますので、表のほうの職名も統一性、揺れがありますね。そのとおりですね。

教育文化課長補佐 そのとおりです。大変失礼しました。

教育長 では、ご指摘のとおり変更をお願いいたします。そもそもなぜ全部を改正する要綱が必要だったかという説明はされているのですか。皆さんお分かりですか。それも言っていた方がいいですね。

教育文化課長補佐 大変失礼しました。もともとこの協働活動本部の上部というか、調整団体とし

まして推進委員会ということで。

委員 名称は同じですが、中身を変えるということでしょう。全部を改正するという。

教育長 なぜ全部を改正することが必要だったのかの説明がなくて、委員の皆さんも何でこれが提案されたか分からないのではないかなど。なぜ変える必要があったのかという意見です。

教育文化課長補佐 2つ理由があり、議案第10号に地域学校協働活動推進委員会という要綱があり、この地域学校協働本部の連絡会ということで、まず協働本部の活動に対する点検評価の部分が推進委員会にもともと盛り込まれておりました。ただし、今回推進委員会の要綱を廃止することによって点検評価をする機関がなくなってしまうということがあります、こちらのものを協働本部に運営委員会ということで新たに設置し、そちらで事業活動に対する点検評価の機関という位置づけで改正したものです。並びにこの運営委員会が今回追加されたということで、費用弁償等々もありましたので、そちらについても改めて別表でわかりやすい形に変更したものです。あと、改正部分が半分程度ありましたので、一部改正ではなくて全部改正としたものです。

教育長 お分かりになりましたでしょうか。あまり分かっていないのでは。

教育文化課長補佐 申し訳ございません。もともと上部組織のほうで、推進本部が1つであり、その推進本部を学校運営協議会の設立について当時は検討していて、その検証の方向性と分割の方向性を今回推進委員会で定めまして、先月学校運営協議会の規則もできたので、今まで行っていた推進委員会の機能としては不要になったという判断でそちらの上部組織は解体されました。上部組織が解体されたことによって、もともと地域学校協働本部の運営とか方法を事業の検証、評価をしていた機関がなくなったので、まず運営委員会を設置する必要があったと。それに合わせて、統括推進員、推進員の委嘱については元の要綱と同じなのですが、支援員とかサポーターと学習支援員については、もともとは委嘱をしていた方々ですが、登録制も、賃金、謝礼を支払う根拠となるものを担保できることから、登録制にしたほうが多くの方のご協力をいただく形で、40名とか、60名、細かい数字は持っていませんが、いろんな方のご協力をいただいて、その方々を委嘱しているということがありましたので、支援員、サポーター、学習支援員については委嘱の部分を削除したということになります。その改正がこの要綱全体に占める半分程度の改正点でしたので、一部改正よりは全部改正をしたほうが一度にできるということで全部を改定したものです。

教育長 お分かりになりましたでしょうか。要は地域学校協働活動本部事業が今年度立ち上がってやっていますが、推進委員会の管理の下に町全体としての一つの共同体としてやっていた。来年度コミュニティ・スクールが中学校ごとに指定され、学校運営協議会ができることに対して、中学校区ごとに地域学校協働活動本部を置いてよろしい、そうですね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 町全体としては、統括推進員が町全体の統括をするために1人いればいいし、中学校区ごとにできる地域学校協働活動本部に推進員を置くということですよ。

教育文化課長補佐 はい、そうです。

教育長 よろしいでしょうか。その下に実際に活動する方々がいらっしゃる。それを調整するために全体の運営委員会をつくらなければならないということで、町として中学校区ごとの地域学校協働活動本部の事業を統括し、調整を図る上で運営委員会をつくるということですよ。

教育文化課長補佐 そうです。

教育長 というのが全体像でよろしいですね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 私もようやく分かりました。ということでの改正が必要だったということがあります。よろしいですか。

委員 そういう意味だということでした。

教育長 議案第7号についてはほかにございませんでしょうか。お認めいただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 別表の一部訂正はございましたが、議案第7号については提案のとおり決することといたします。
ありがとうございました。

◎議案第8号

教育長 議案第8号「会津美里町郷土資料館（仮称）整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱」について、事務局からご説明を願います。

教育文化課長補佐 （議案第8号「会津美里町郷土資料館（仮称）整備検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱」説明）

教育長 追加資料の19ページと、要綱の29ページの新旧対照表を御覧いただきながら、ご質問、ご意見ありましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 特にないようですので、議案第8号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第8号については原案のとおり決することといたします。ありがとうございました。

◎議案第9号

教育長 議案第9号「会津美里町地域学校協働活動推進事業実施要領の一部を改正する要領」を議題といたします。

教育文化課長補佐 (議案第9号「会津美里町地域学校協働活動推進事業実施要領の一部の一部を改正する要領」説明)

教育長 訂正がございましたが、追加資料20ページの議案第9号の部分で附則のすぐ上にあります「第7条及び第7条」、2つ目の「第7条」を「第10条」に改めていただくということでございます。

ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 間違いないように整理をしていただきたいと思います。議案第9号については原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第9号については原案のとおり決することといたします。ありがとうございました。

◎議案第10号

教育長 議案第10号「会津美里町地域学校協働活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱」についてを議題といたします。

教育文化課長補佐 (議案第10号「会津美里町地域学校協働活動推進委員会設置要綱を廃止する要綱」説明)

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。
先ほどもありました推進委員会をなくすということですね。

(「なし」の声あり)

教育長 質疑ございませんでしょうか。議案第10号については原案のとおり決することとしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第10号については原案のとおり決することといたします。

◎議案第11号

教育長 議案第11号「令和4年度会津美里町学校・こども園重点事項について」を議題といたします。

委員 手前の議案になってしまうのですが、この新旧対照表の改正案のところは第14条となっていますが、17条かなと思ったのですが。

(「ページ番号」の声あり)

委員 議案第9号。

教育長 議案第9号の新旧対照表。

委員 議案第9号の告示第17号の一部を改正すると言っていて、新旧対照表は14号でよろしかったのですか。

教育長 どっちが正しいのでしょうか。

委員 第7号では14となっていて、告示は第14号となっている。

教育長 対照表のほうでは設置要領となっていて、議案では実施要領となっている。違う

ものになっている。

委員 そうすると、議案が違っていた。設置要綱だと14号でいいのです。議案第7号、設置要綱は14号なので、第9号は実施要綱なので17号なので。

教育文化課長補佐 これにつきましては、追加資料の20ページの上段にあります地域学校協働活動推進事業実施要領でございまして、17号で間違いないと考えております。新旧対照表は第4条に記載されている会津美里町地域学校協働本部設置要綱のもので。

委員 14条ね。

教育文化課長補佐 そういうことになります。

委員 了解しました。

教育長 物が違うということですね。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 間違いがなかったということが確認できて。
それでは、議案第11号についての説明を事務局からお願いします。

教育文化課主幹兼指導主事 （議案第11号「令和4年度会津美里町学校・こども園重点事項について」説明）

教育長 議案に書いてある名称と資料の名称が違っているのはなぜでしたか。資料は会津美里町こども園・小・中学校の指導の重点と書いてあるのですが、議案は会津美里町学校・こども園重点事項と書いてあるです。資料が正しいのですか。

教育文化課長 申し訳ありません。指導主事が説明した33ページの図は、会津美里町学校・こども園重点事項ということに訂正をお願いしたいと思います。

委員 これが変わったの。

教育文化課長 ここの表題がもともと会津美里町学校・こども園の重点事項というものだったのです。

教育長 このとおりなのね。それがに変わってしまっていたということ。
正しくは議案のとおりでいいのですか。

教育文化課長 はい。こちらの資料になりますと、重点事項に関する学校、こども園の期待され

る取組ということで詳しい内容はこちらになります。

教育長 そうしますと、これはあくまでも参考資料ということで、今回議決するのは議案にある名称でよろしいですね。

教育文化課長 はい。

委員 では、議案の名称のとおりはこの資料を直せばいいのですね。

教育文化課長 はい。

教育長 では、そのとおりご訂正いただいた上で、資料33ページのものは「令和4年度会津美里町学校・こども園指導の重点事項」ということでご訂正いただいた上で、これについてご審議いただくということでよろしいですね。

委員 指導も入っていないですよ。

教育長 指導は入っていないね。重点ですね。

委員 でも、何か指導を入れたほうがいいような気がしますけれども。何が重点か。

教育長 何が重点かという。

委員 ただ、名称を引っ張ってきているものがあるわけでしょう。

教育長 教育振興計画とか別なものからきているのですか、この名称。

教育文化課長 こども教育の関係の重点事項をここで決めます。それぞれの園や学校での具体的な指導の内容というのがこちらの取組ということになります。あと、協議事項で協議いただくのですが、そちらは生涯学習重点事項ということで生涯学習の重点事項、そして学校やこども園での重点事項ということで整理させていただいております。

教育長 課長も物によっては教育を入れて話していましたが、教育は入らない。こども園の重点事項。

教育文化課主幹兼指導主事 指導が入らない。

教育長 指導も入らない、教育も入らない。

教育文化課主幹兼指導主事 指導は、もともとそれはついていないです。

教育長 正式名称はこのとおり、議案書のとおりということね。

教育文化課長 はい。

教育長 では、内容について皆様方から変更を含めてご意見等ありましたらお願いしたいと。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第11号の令和4年度会津美里町学校・こども園重点事項につきましては原案のとおり決するということでよろしいですか。

委員 これについては。

教育長 これについては、資料ということで、ご意見があったら承るということではよろしいですか。

何かご質疑ございますか。

委員 期待される取組みについてですが、こども園、小学校、中学校で育てるものを3つ書いてあるのですが、例えば自己肯定感の涵養を図るとなっていますね。こども園のところの。分かりますか。

教育長 はい。一番右側ですね。

委員 はい。その次が自己肯定感、自己有用感を高める、次に自主・自律の涵養を図るとあるのですが、結局自己肯定感の涵養というか、子供たちが自己肯定感を図るのは涵養ですよ。そうすると、次に有用感を高めると、目標値があるのですが、次にまた自主・自律の涵養をじわじわというふうになっているので、例えば育成とか、ちゃんと目的を持った形で段階的に文言があったほうがいいのかと思うのですが。一応案になっていますが、私としては重点のA3の取組みですよ、それのある意味では表裏一体というか、具体策だと思うので、参考資料というよりはもうちょっと重きを置いて、やっぱり案というふうになっていますが、一応これ重点の期待される子供の像というか、大事なところだと思うので、それはもうちょっと重用していただいたほうがいいのかと思います。その点1つです、今のと。

自主・自律になっているのですが、自律の律がセルフコントロールの律するという意味になっているのですけれども、いろいろな考え方があると思うのですが、中学校段階で律するという自分のことは自分でやっていくというか、そういう自立、そしてさらに高校、大学ではないのですけれども、さらに成人に向かって律していくという感じなのか自分として思うので、逆に急に律までいってしまうのかというところが自分としてはあれだったのですが。でも自主・自律という感覚でやっていらっしゃる高校とか大学もあるみたいなので、インターネットでは。でも

中学校の段階でどうなのかなという自分としての考えを持ちました。

もう一つは自尊感情の中の自己肯定感の中にとそれぞれの段階で書いてあるのですが、一人ひとりのよさを認めるといような、自分と相手のよさを認めるというのが各段階に文言あるのですが、さらに私は今の時代協力し合うというか、協働というのをもうちょっと掲げていったほうがいいのかと思うのです。やっぱり一人ひとりのよさを認め合う、そういうところはいいねというのをさらに協力し合って、補完ではないですが、あそこはできるけれども、私はできないから頼むねでもいいだろうし、そこができるよねという、もう少しある状態、ピーニングではなくて、ドゥーイングのところ、ドゥーでもっと協力し合う、協働し合うというところでもうちょっと何か文言を変えていったほうが、よさを認め合うだけではなくて、よさをお互いに活用していくというか、使い合っていくというか、そして楽しく集団を形成するなり、自分のよさを発揮していくなり、相手のよさを認めていくということで、協働し合う、協力して行動するというようなところをもう少し入れたほうがいいのかという感じはしました。

教育長 ご意見いただきました。特に一番右側の上段の自主・自律までのところで発達段階に分けて適切な表現になっているかどうかという指摘だと思いますので、ご検討の上、必要な修正を加えたほうがいいのか。

教育文化課主幹兼指導主事 はい、承知いたしました。

教育長 自主・自律の涵養ではちょっと弱いのではないかというお話もありました。あとは協働の観点も入れたらどうかということですので、ご検討をいただきたいと思います。

特に下段のほうは町の校長会等に委託して、検討、修正なんかもお願いしていくということになりますか。

教育文化課主幹兼指導主事 そうですね。これは、検討中で小中連携という意味でも少し枠組みをつなぐ部分を変更していく部分がありますので、ここは今年度中にはあれなのですが、引き続き現状に合わせて検討していく考えです。

教育長 委員のご意見なども参考にしながら、よりよいものに改善していくということでお願いしたいと思います。

議案第11号に戻りますが、提案のとおり決することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。議案第11号については、原案のとおり決することといたします。

◎議案第12号

教育長 議案第12号「会津美里町社会教育関係団体の認定について」を議題といたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 （議案第12号「会津美里町社会教育関係団体の認定について」説明）

教育長 ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 基準を満たしているということで、審査結果についても認定可ということでご了解をいただいたということで、議案第12号を提案のとおり決することにします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 認定期間なのですが、実は平成31年度から新たな見直しということで、今年度末まで、3か年を期間としての認定でやっております。今回認定していただいたこの団体については、3月31日までで、現在既に130団体くらい社会教育関係団体があるのですが、新年度に向けて認定更新の申請のお知らせということで通知を出しておりますので、2月ではなくて3月に再度皆様の審議をいただきたいと思っておりますので、今回の認定については令和4年3月31日までの認定ということでお願いしたいと思っております。

教育長 改めて、一括してまた審議いただくということですね。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 はい。申し訳ありません。

教育長 補足もありましたので、よろしく申し上げます。

5. 協議事項

教育長 5の協議事項に入ります。

（1）番の令和4年度会津美里町生涯学習重点事項について、事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 （（1）「令和4年度会津美里町生涯学習重点事項について」資料により説明）

教育長 ご質問、ご意見あればお願いしたいと思っております。

委員 主体的学習活動の2番目の家庭・地域・学校等の連携ということですが、みさと運動というのが前はすごく活発にやっていて各戸配っていたと思うのですが。しばらくどうなっているのかなんていう感じになってきたので、まさに今時宜を得たような取組ではないかなと思ひ賛成します。

委員 大したことではないのですが、図書館事業の推進で「子どもから高齢者まで多様な学習活動や読書活動」のほうに分かりやすいのではないかなと。

委員 私も実はなぜ学習活動なのかなと疑問でした。読書活動という言葉よりも、図書館事業としては学習活動を推進するのではなくて、本来は本を読んでもらうことですよ。学習活動はもうちょっと別な次元からあるような気がします。ちょっと気になりました。

教育長 読書活動のほうかふさわしいのではないかとご指摘ですが、事務局いかがですか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 そのようにさせていただきます。

教育長 訂正しますか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 はい、訂正いたします。

教育長 「学習活動、読書活動を支援する」に訂正をするということで。委員、ありますか。

委員 特にはないです。デジタルの話が出たので、そのように対応するというのであれば。

教育長 デジタルはどこに、体育施設の。

委員 一番下のところに。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 そうですね。

委員 入れるのですか。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長 次回議案として上げさせていただくのですが、予算そのものは議会の議決が必要となりますので。

教育文化課長 文章には入れませんが、進めたいと思います。

教育長 ①で「利用基準の運用」で終わっていますけれども、「と」何か。

教育文化課長補佐 議会関係もありまして。

教育長 予約の利便性の向上とか入れる。

教育文化課長補佐 はい。

教育長 デジタルと表記は厳しいそうなので、予約の利便性の向上ということで取りあえず訂正をするということで。それでは、ご審議いただきましたが、協議についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 そのほか何か協議したいことがございましたら。

教育文化課長補佐 以前提案して保留になっていたものが2つありまして、議案第74号と議案第82号の資料を再度配布させていただきました。

議案第74号は、10月の定例会議で提案させていただいたのですが、説明の中で会津美里町職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正するというのであれば職員全体に関わるのではないかとのご指摘をいただき、総務課と協議をし、大分時間がかかってしまったのですが、裏に修正後ということで会津美里町職員を会津美里町教育委員会に勤務する職員ということで改めさせていただきました。

第2条の表は、学校給食センターのほう、職種の欄中の調理員を一般行政職員ということで改める内容としております。

教育長 ご意見とおりに修正されたということでお認めいただくということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。
続きまして、議案第82号の説明は。

教育文化課長補佐 82号につきましては、本日の議案の1号でも載せさせていただきましたが、委員の報酬ということで1回当たり6,200円ということで上げさせていただきましたが、前回ご指摘いただいた部分と、あと総務課との協議において修正を加えた部分を今回赤字で記載させていただいております。大きく修正するような部分はないので、詳細な説明は省略させていただきます。

教育長 ご指摘いただいたところは、修正が終了したということによろしいわけですね。

教育文化課長補佐 はい。修正させていただきましたので、大きな影響はないかと思うのですが。

教育長 ご確認いただいた上で何かありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長 議案第82号については加除修正された部分もご確認いただいた上で、このとおり修正了ということでそのように対応したいと思います。
そのほかございますでしょうか、協議事項。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

教育長 協議事項を終わります。

6. 報告事項（（2）、（3）非公開）

教育長 6の報告事項に参ります。
議会定例会1月会議について、事務局から報告をお願いします。

教育文化課長 （（1）「議会定例会12月会議について」資料により説明）

教育長 ご質問ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

教育長 ありがとうございました。
（2）の児童・生徒、（3）の教職員につきましては関連しますので、一括で説明をお願いしますが、個人情報が入りますので、会津美里町教育委員会会議規則第16条第1項により非公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは説明をお願いいたします。

教育文化課主幹兼指導主事 （（2）「児童・生徒に関すること」、（3）「教職員に関すること」説明）

教育長 児童・生徒、教職員に関することを終わります。

教育長 (4) の生涯学習に関すること、事務局から何かありますか。

教育文化課長補佐 ((4)「生涯学習に関すること」説明)

教育長 (5) 教育関係施設に関することは何かありますか。特にないですか。

教育文化課長 ((5)「教育関係施設に関すること」説明)

委員 前はじっくり見せてもらいましたよね。

教育長 大丈夫ですか。

委員 と思いますけれども。

教育長 大変よくできていました。
(6) の事務局報告事項はありますか。

教育文化課長 ((6)「事務局報告事項について」説明)

教育長 またご寄附いただいております。

教育文化課長 昨年度も、今年度もいただいて、その上で今回のオーディオセットをいただいておりまして、ぜひ本郷の子供たちに芸術的などころでお金を使ってほしいということでした。

教育長 本物に触れさせたいそうです。

教育文化課長 芸術性の高い本を購入してほしいというお話でしたので、奥様のお父様のお名前をつけてほしいということもありましたので、本の関係は整理されております。

委員 行ってみたいですね。

教育文化課長 子供たちが居やすい空間ということで丸いテーブルや椅子を購入し、ちょっと普通の学校ではないと思いますが、何せ校舎が古いものですから、今後きれいに整備していきたいと思っております。

教育長 教育委員会でやり切れないので、東京から専門業者も連れてきて、全て搬入から設置まで、今後のメンテナンスも東京の業者をお願いするとおっしゃっていました。

委員 本物を子供たちに、本当にすごいですよね。文化に触れる。

委員 小学校もですか。

教育長 小学校にも使っているのですが、主には中学校を支援したいというお気持ちがあるようです。書架もちろん、小学校でも図書を買っていますけれども。

委員 学校にはもったいないね。

教育文化課長 もったいないのと、学校で使い切れないと困っているところではあるのですが、もう少し何とか相談しながら事業をしていきたいと思っております。本当ですと、本郷生涯学習センターを造るときに図書室ができますので、その図書にも使わせていただいて、本郷生涯学習センターの図書室だったり、新たなサウンドルームに音響セットだとか、いろいろ考えられるわけですが、そこまでちょっとまだ。

委員 お金残っていれば、そのお金使わせてもらってやればいけれども。

教育文化課長 そう思っているのですが、子供たちに芸術性の高いところをとということです。

教育長 使途限定でございますので。
事務局報告事項を終わりましたので、その他何か報告事項がございますか。

教育文化課長 ないです。

7. その他

教育長 7のその他に参ります。
今後の行事予定についてお願いをいたします。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

教育長 説明ありましたが。

委員 顕彰表彰式は。

教育文化課長補佐 まだ未確定です。

教育文化課長 出ていただくかどうか分からないのですが、新鶴の芸能発表会は2月26日土曜日10時からで、本郷中学校の立志式は3月16日水曜日だそうです。ご案内は、多分この状況なのでないのではないかなと思います。

教育文化課主幹兼公民館長兼図書館長　もともと新鶴は一般の方の入場はなくて、参加する方たちだけでやるという話を聞いていました。

教育文化課長　教育委員の出席はなしということですよ。

委員　3月7日の児童生徒顕彰式というのは何でしたっけ。

教育文化課長　小中学生の表彰です。

委員　全国レベルの活躍した子の表彰の追加の分。

教育文化課長　追加といたしますか、11月に町でやるのは高校生ままでなので、それより下の子供たちは教育委員会の表彰ということになります。2月の定例会に表彰者の推薦ということで議案として出させていただきます。

教育長　小中学校の卒業式については、委員の皆様にもご協力いただくことになろうと思いますので、よろしく願いいたします。
最後に、次回委員会の開催予定について、事務局お願いいたします。

教育文化課長　次回2月の定例会ですが、2月21日か22日の午前中あたりはいかがでしょうか。

(日程調整)

教育長　24日の午前9時からということでよろしく願いいたします。

8. 閉会

教育長　以上をもちまして第1回会津美里町教育委員会1月定例会を閉会させていただきます。長時間にわたりましてご協力ありがとうございました。

○閉会時刻　午後4時28分